使用者の立場から

臼井 啓能



ご紹介いただきました日本経団連の臼井でございます。今報告されました梅村さんと同様に,私 も昨年の一次討議,そして今年の二次討議と続けてこの議題を担当いたしましたので,使用者側代 表の視点から発言をさせていただこうと思っております。

最初に,私の所属する日本経団連は今年の5月に旧日経連(日本経営者団体連盟)と旧経団連(経済団体連合会)が統合してできた団体です。昨年の一次討議のときには日経連という団体名でございましたが,今年は日本経団連の名称で参加してまいりました。

私の報告につきましては,手もとにレジュメを準備してなくてたいへん恐縮でございます。ポイントとしまして六つぐらいのことをここで申し上げたいと思っておりますが,頂戴しました時間が20分ぐらいですので,一応それ以内に納めたいと思っております。

その六つのポイントを最初にご紹介申し上げます。まず,昨年の一次討議に臨むにあたって使用者側はどういうスタンスで臨んだのか,あるいは一次討議結果を受けて使用者側はどういう評価をしているのか。これを最初にご紹介したいと思います。二つ目は,今年の二次討議に臨むにあたって日本経団連としてはどういう考え方で臨んだのか。三つ目は,使用者側全体として二次討議にどういう主張をしたのか。国際使用者連盟(IOE)という使用者側の国際組織がございます。このILOの三者協議に臨むにあたっては,使用者側の主張の中にIOEという組織が絡んでまいります。このIOE,あるいは使用者側全体のスタンスにつきまして,三つ目のポイントとしてご紹介いたします。四つ目は,今年の二次討議ではどういったところが政・労・使の間で争点になったのか。われわれはそこでどのぐらいの精力を使って主張をしたのか。あるいは主張をしたけれども撤回したところもありますので,そういったところを紹介したいと思っております。五つ目は投票結果。そして最後の六つ目のポイントは,この二次討議結果を踏まえまして使用者側はどういう評価をしているのか。こうした点を順にご紹介をさせていただこうと思っております。

まず最初に、昨年の一次討議結果を踏まえてIOE(使用者側)はどういう評価をしたか、その点から始めたいと思います。今回の二次討議結果もそうなのですが、昨年の一次討議結果の中でディーセント・ワークという言葉が入ってきました。冒頭、五十嵐先生からも画期的な勧告が出されたとご紹介されたわけですが、その画期的という言葉の意味の一つは、このディーセント・ワークという文言が入った勧告が採択されたことなのかなと私自身は理解しております。

このディーセント・ワークについてですが、ILOがその目標を達成するために戦略的に活動を展開していくわけですが、その方向性を現在のソマビア事務局長が一つの言葉で言い表したのが、デ

ィーセント・ワークではないかと私は理解しております。そして使用者側としては昨年の一次討議ではディーセント・ワークという言葉がいまだ漠然としていて正確な定義がされていない,そういった不正確なものを勧告という国際文書の中に入れることは適切ではないという考えでいました。

また、この勧告文には前文のところに労働基準、あるいは労働者の権利に言及するILOの条約・勧告文がいくつか並べられております。今年の2次討議結果は全部で14本、何々について想起するとか言及するということで並べられてあるのですが、こうした記述が過去にILOが出した文書から見れば前文としてはたいへん重すぎるのではないか、ILOが出す文書であるならば当然そういったことは網羅されてしかるべきものである、あえてここに書く必要はないというスタンスで臨んでおります。これは一次討議でもそうでありましたし、二次討議でも同様のスタンスで臨みました。

それから,この勧告文を見ますと,協同組合のメンバーという位置づけとそこで働く雇用者という区分が明確にされていない中で,前文にしても本文にしても労働基準についての言及が多くなされすぎている,この点についても懸念を持っているわけです。こういったスタンスで昨年の一次討議に臨み,評価もしております。

ちょっと言い忘れました。ディーセント・ワークという言葉を国際文書に入れることになぜ賛成しえないかというもう一つの理由がございまして、さきほどあいまいだということを申し上げましたが、別の点として、ディーセント・ワークという言葉は確かに現時点において一つの方向性を示すものであるということになっておりますが、今後ディーセント・ワークという言葉が長期間にわたってILOの目標に必ずしもならないかもしれないという懸念を使用者側が持っておりまして、この点も含めて賛成しえない態度を取っているわけです。IOEとして、またジュネーブにおける使用者側の総意としまして、ディーセント・ワークという文言のそう入に懸念を示しております。この点について私の個人的な見解としましては、そうはいっても当面はILOの目標であることには変わりなく、したがってディーセント・ワークという言葉が入ることは時代の流れではないかなというふうに感じております。

次に,今年の二次討議に臨むにあたって日本経団連(旧日経連)はどんなスタンスを持って臨んだのか,この点を紹介したいと思います。総会が6月の上旬から行われたわけですが,団体の統合が5月の下旬。ジュネーブの総会に行ってどんなことを主張すべきかについては,旧日経連にILO委員会という組織がございまして,その中で各議題の担当が,「今年のILO総会にはこういうスタンスで臨みます」ということで,5月の上旬に委員会の承認を得ることになっております。

私はそのILO委員会の中で3つのポイントについて言いました。まず最初に,協同組合の果たす役割というのは日本を含め各国において異なります。したがって,採択される新たな勧告文はそのような多様性に適切に対応できるようにシンプルなものにすべきである,いわゆるシンプル性ということを主張しました。それから,協同組合に対する各国政府の役割は,協同組合の自主・自立という原則を損ねることのないように政府の役割は協同組合活動の環境整備にとどめるべきである,といったことを二つ目として言いました。三つ目は,新たに採択されるべき文書は協同組合を対象にしているわけでございますが,協同組合だけに優遇措置を与えることは避けるべきである。後ほど申し上げますけれども,レベル・プレーイング・フィールドという考え方をめぐってずいぶん紛糾いたしました。勧告文の中では別の言い方をしているのでその文言は出てこないのですけれども,

他の企業あるいは経済主体と同等の措置を与えるべきである,同じ土俵で競争すべきであることから,そういったことを避けるべきであるという主張をしてまいりました。以上の3点がわれわれ日本経団連(旧日経連)の主張でございます。

そうした主張を含めまして,では実際にジュネーブに行って使用者側全体としてどういうスタンスで臨んだのか。この点を紹介したいと思っております。使用者側の姿勢の中で大きくウエートがかかったのは,やはり前文のところだったと認識しております。もちろんほかの部分もあるのですけれども,さきほども申し上げましたように,この前文のところにILOの他の条約・勧告に言及する部分が多いのです。労働者の権利あるいは労働基準を過度に強調していて参照すべきというところが多く,これは適切ではないというスタンスで臨んだものですから,実際の二次討議に向けてILO事務局が用意しました文書から削除すべきということを使用者側として申し上げました。ただ,その一方で労働側の攻勢が強くて,あと各国政府も一部加わって,9本あった条約・勧告の参照にさらに5つが加わって結果的には14本になってしまったのです。勝ち負けとはいいませんけれども,このあたりはわれわれが大きく譲歩したところだったのかなと思っております。それから,昨年に引き続いてディーセント・ワークの文言につきましても,ここは記述を削除すべきという主張もいたしました。前文については割合に勢力を大きく使ったのでございますけれども,そういったところがポイントになりました。

本文では、さきほどもちょっと申し上げましたが、他の経済主体と比べて不利にならない協同組合の措置、レベル・プレーイング・フィールドというスタンスで臨んだわけでございます。実際に本文では、英文でno less favourable than、他の経済主体と比べて不利にならないように優遇措置を協同組合には与えるべきであるという文言にはなるのですが、この点が大きな争点になりました。ここは経済団体、使用者団体としましては、協同組合だけにこうした措置を与えるのがいいのか。一方で、たとえば大企業ですと競争力というのは強いものを持っていますけれども、中小企業あるいは零細企業と協同組合という組織が競争をするような場合に、果たして協同組合だけに優遇措置を与えていいのだろうかという疑問を持っております。このあたりは同じ条件で、同じ土俵で争うべきではないか。中小企業あるいは零細企業の活力をそぐような勧告文にしてはまずいであろうという懸念を持っているわけでございます。そういった視点から、ここの文言については修正を加えるべきだというふうに私ども使用者側は主張してまいりました。使用者側の主張として大きなところはそういったところでございます。あと細かい文言としては、いろいろ付け加えたり変更したり、削除の修正案を出すとかあるのですけれども、大きな争点ではなかったのでこのへんにとどめたいと思っております。

今日はお手もとに採択された勧告を資料として準備していただいてますので,今,私が申し上げたところはどのへんなのかというのをちょっと紹介したいと思います。菅野さんが訳された横長の資料があると思います。それを開いていただいて6ページの左側に,大きなローマ数字の としまして「政策的枠組みと政府の役割」というのがあると思います。この中のパラグラフで6から始まってちょうど中段のところに(c)というのがありますね。「協同組合の性格と機能にかなった条件で」と始まりますが,5行目から「他の形態の企業および社会団体に適用されるものよりも,不利な措置ではないものとする」。言い換えると,「協同組合に対して優遇措置を与える」というように読め

るわけでございます。また同じような文言が出てきますのが、いちばん下の段の右から4行目に「(2)協同組合は」というのがあります。その次の「他の形態の企業および社会組織に認められているよりも不利ではない条件で処遇されるべきである」と。つまり、こういったところが他の経済主体・事業主体にとって活力をそぐような環境整備にならないだろうか。こういったところを懸念していたわけでございます。

結局,ここのところは文言を追加することによって解決が得られたわけでございますが,そのところを先に申し上げたいと思います。さきほど読み上げた6の(c),あるいは7の(2)の前に,実は「国内法と慣行に合致し」,あるいは「国内法と慣行に則り」という文言が入りました。これは使用者側の主張による修正でございまして,英語では「in accordance with national law and practice」,いわゆる国内の法律および慣行に従って措置するというものです。こういう文言を挿入するのであれば,われわれは「ここはデリートの修正提案ではなくて,その文言を入れたままで受け入れようじゃないか」ということで結果として落ち着いたわけでございます。

この点がたいへん紛糾いたしました。すでに申し上げたいポイントの四つ目のどういったところが政・労・使の争点になっているかという話になっているわけでございますが,一つが今のところでございました。梅村さん,ここはたいへん紛糾しましたよね。途中で会議が中断して,労使のスポークスパースンといった方々だけの話し合いという場面が見られました。われわれはその間15分とか30分の休憩がとれるのですけれども,休憩が終わって会議も早く終わらないかなとか,そんなことを思ったりもしました。

それから別の争点を申し上げますと、前文のところでご紹介がありましたディーセント・ワークという言葉は労使の間で対立が見られました。さきほどの梅村さんのお話にもディーセント・ワークという言葉を入れ込むことが労働側の課題であるとありましたが、そこは労働側が強く出てまいりました。この労働側の主張をともにしたのが途上国政府でして結局、昨年は三者協議の場で投票ということが行われましたが、今年は使用者側はその争点を簡単に撤回いたしました。簡単にと言いました意味は、昨年のわれわれの強硬な攻勢ほど今年は強くなかったということですね。この背景には前段で争点になった前文のところで参照すべき条約・勧告が14本になってしまったことから、しかたがないだろうという意識が若干働いたと感じています。

それから梅村さんの発表にもありましたが、協同組合の原則とか価値についてはICAが1995年に採択した文書を引用することになりました。引用のしかたにつきましては、本文の中に入れ込むか、あるいは付属文書扱いにするのかということでも紛糾しました。結局は付属文書として扱うことになりました。また、ここではICAという国際機関が採択した文書についても争点になりまして、これは労使間の争点というよりも実は各国政府の中で、日本を含む先進市場国のグループと、途上国間での扱いが争点として見られました。こういったところが今年の政・労・使の争点の簡単な紹介でございます。

それから5番目のポイント「投票結果」です。今年の2次討議の結果,436票の賛成を得まして, この勧告文が採択されました。反対がゼロで,棄権が3票ございました。棄権はオーストラリア政 府が2票,ベネズエラの使用者代表が1票投じました。このベネズエラの使用者代表が棄権をした ことについてですが,投票の前に行われました使用者会議の中で「私は棄権をさせてもらう」とい うことを彼がいったのですね。私はベネズエラという国をよく知らないのですけれども、ベネズエラという国が市場経済国ではないという事情が背景にあるようでして、この勧告がやはり市場経済性を持つものに適合するといったことから、彼はこれまでの1966年のそれがいいとまでは言いませんでしたけれども、市場経済化に反対している国の事情があるから賛成はできないと。したがって、使用者側としてはその日の投票は「賛成」の総意を固めたのですけれども、ベネズエラの使用者代表は「そこは自分は勘弁してくれ、棄権をさせてくれ」ということで、国の事情で棄権をすることになりました。これが採択の結果です。賛成436票という高い賛成率というところも冒頭に紹介されたように画期的な勧告文になったのかなというふうに思っております。

最後に、使用者側はこの新勧告についてどんな評価を持っているのか、全体的なものと部分的なものの二つに分けて報告をさせていただきたいと思います。全体的にはフレキシブルで、しかもシンプルな良い勧告文になったと使側は評価をしております。また別の発言者の言葉を借りますと、民主的であり透明性があり、またバランスのとれたものになったと。協同組合の原則あるいは価値の主体性を認識したものになったと。さらに1966年の勧告に比べ、政府の役割がずいぶん制限されたものになったというところが全体的な評価でございます。

それから部分的な評価にはいくつかありまして,ある使用者代表はこんなことをい言いました。「勧告は協同組合員のためのものであるのに,労働者のための手段となってしまった」として懸念しております。レベル・プレーイング・フィールドのスタンスについて,「中小企業や零細企業のビジネスの開発に対してはやはり懸念される」といった代表もおります。

また,使用者側のスポークスパースンであるMr.タン,フィリピンの経営者協会の会長であり, 弁護士でもある彼はこういったことを言っております。「協同組合の自治・原則等について,今回 は付属文書としてICAの文書を引用する形式を採用しました。委員会としては,この付属文書その ものを審議していない。審議していないものを付属文書としたことはどうなのか」,ということで, その点懸念を示しているわけでございます。

また別の代表が言いましたことは、「ICAの文書を付属文書にしたことで、今後ILOで採択される文書、それは条約なり勧告なりその他あると思うのですが、そうした採択にILO以外の機関の文書を付属文書として扱う慣例をつくってしまったのではないか」と。今までも付属文書扱いがあったと聞いております。ただ、それはILOが採択した条約とか勧告の中で、相互に引用する形式でありました。今回は、ILO以外の団体が採択したものを引用したことで、ILOが今後ILO以外の機関の文書を引用するケースも出てくることが懸念されるということでございます。こうしたところが今年の採択後の使用者側の評価でございます。

(うすい・ひろよし 日本経済団体連合会出版・研修事業本部研修グループ副長)